

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、労働保険再審査請求書（以下「再審査請求書」という。）を当審査会に提出し、再審査請求に及んだ。
- 2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第39条の規定により、政令で定めるところにより、文書でしなければならないこととされ、また、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号。以下「労審法施行令」という。）第24条の規定により、再審査請求の趣旨等所定の事項を再審査請求書に記載しなければならないこととされている。

しかしながら、再審査請求書の再審査請求の趣旨欄には、「原処分を取り消すとの決定を求める。」との記載があるのみで、当審査会にいかなる原処分の取消しを求めているのか不明であった。このように、本件再審査請求は、労審法第39条及び労審法施行令第24条所定の要件を欠いたものであり、不適法なものといわざるを得ないものである。

- 3 一方、労審法第50条において準用する同法第11条第1項の規定によれば、再審査請求が不適法であっても、その欠陥が補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて補正すべきことを命じなければならないとされている。

本件についてこれをみると、再審査請求書において、原処分をした労働基準監督署が労働基準監督署であり、平成〇年〇月〇日に原処分のあったことを知った旨の記載があることから、当審査会が労働局に確認したところ、請求人に対する処分として、労働基準監督署長が同年〇月〇日付けで行った障害補償給付を支給しない旨の処分の存在が認められた。そこで、当審査会は請求代理人に対して平成〇年〇月〇日付け文書（提出期限同年〇月〇日）で、原処分の特定をするため、「再審査請求の趣旨」について、「労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで行った障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求める。」との記載例を示して

補正を命じたが、提出期限を過ぎても請求人側から補正書の提出はなかった。

さらに、当審査会は、平成〇年〇月〇日付け文書（提出期限同月〇日）、同月〇日付け文書（提出期限同年〇月〇日）及び同年〇月〇日付け文書（提出期限同月〇日）を簡易書留郵便にて請求代理人宛て送付し督促を行ったが、提出期限を過ぎても請求人側から補正書の提出はなかった。

このような経過から、請求人は、再審査請求の要件を満たしていない上記再審査請求について、これを補正する意思がないものと判断せざるを得ない。

- 4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、再審査請求としては不適法であり、かつ、請求人が当審査会の定めた相当の期間内にその欠陥を補正しないものであるから、労審法第50条において準用する同法第11条第2項の規定により却下することとする。

よって主文のとおり裁決する。